

「指定居宅サービス」 重要事項説明書

～ 居 宅 介 護 支 援 サ ー ビ ス ～

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(兵庫県指定 第 2872500067 号)

当事業所は、ご契約いただきました利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。

当事業所の概要や提供されるサービスの内容等、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当事業所へのご利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業者について	2
2. 当事業所の概要について	2
3. 居宅介護支援サービスの利用料及びその他の費用について	3
4. 当事業所の特徴について	3
5. 当事業所の居宅介護支援サービスの提供方法について	4
6. 秘密の保持について	4
7. 相談・苦情の受付について	5
8. 介護支援専門員の変更について	5
9. 解約について	6
10. 契約の終了約について	6
11. 損害賠償について	6
12. 事故発生時の対応について	7
13. 虐待防止について	7
14. 暴力団の排除について	7
個人情報等の使用等に係る説明書について	9

- 1. 事業者** (1) 法人名 けんぼくかい
社会福祉法人 健睦会
- (2) 法人所在地 兵庫県加東市下滝野字高倉 1 2 8 3 番地の 3 7
- (3) 電話番号 0 7 9 5 - 4 8 - 1 7 2 6
- (4) F A X 番号 0 7 9 5 - 4 8 - 1 7 3 0
- (5) 代表者氏名 理事長 細見 誠
- (6) 設立年月日 平成 1 1 年 1 0 月 1 日
- (7) インターネットアドレス番号 fkyotaku@nike.eonet.ne.jp

2. 事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域等

事業所の名称	社会福祉法人健睦会 居宅介護支援事業所
事業所の所在地	兵庫県加東市下滝野字高倉 1 2 8 3 番地の 3 7
事業所の種類	指定居宅介護支援事業所
事業所番号	兵庫県指定 第 2 8 7 2 5 0 0 0 6 7 号
開設年月日	平成 1 2 年 4 月 1 日
管理者（主任介護支援専門員） 氏名	田中 秀子
事業実施地域	加東市 ※加東市以外でもご希望があればご相談下さい。
電話番号及び F A X 番号	・ 電 話 番 号 0 7 9 5 - 4 8 - 0 0 1 0 ・ F A X 番 号 0 7 9 5 - 4 8 - 1 7 3 0

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日 ~ 金曜日
営業時間	午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 3 0 分
休業日	土、日曜日、祝日及び 1 2 月 2 9 日 ~ 1 月 3 日

(3) 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

主な職員の配置状況（職員の配置については、指定基準を遵守しています。）

職 種	人 数	勤務体制	
管理者（兼務）主任介護支援専門員	1名	常勤（主任介護支援専門員）	1名
介護支援専門員	2名	常勤	2名
		非常勤（介護支援専門員）	1名

（４）従業者の業務内容

管理者（主任介護支援専門員）

介護支援専門員等の従業者の管理、また、居宅介護支援の利用申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。当事業所の従業員に、厚生省令で定められた指定居宅介護支援の人員基準及び運営に関する基準を遵守させるために、必要な指揮命令を行います。

介護支援専門員

要介護状態にある利用者、及びその家族からのご相談を受け、利用者の心身の状況に応じ適切な居宅サービスを確保できるよう、また、必要に応じて施設サービスを利用出来るよう居宅サービス計画を作成すると共に、市町村、居宅サービス事業者および介護保険施設等との連絡調整を行います。

3. 居宅介護支援サービス利用料及びその他の費用

（１）要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。

但し、保険料の滞納等により、法定代理受領を出来なくなる場合があります。その場合、事業所は法定利用料をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供発行書を後日お住まいの市町村窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

（２）通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費をいただくことがあります。

（自動車を利用した場合１キロにつき３０円徴収します。）

（３）前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者または家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名または記名捺印をしていただきます。

（４）居宅介護支援契約書第３条第２号及び第３号に規定する事由により解約となった場合は、解約料は不要とします。

介護報酬の内容説明

介護報酬及び加算内容	要会議 1・2	要介護 3・4・5
居宅介護支援費（Ⅰ）		
居宅介護支援費（ⅰ）	10,860 円	14,110 円
居宅介護支援費（ⅱ）	5,440 円	7,040 円
居宅介護支援費（ⅲ）	3,260 円	4,220 円
初回加算	3,000 円	
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500 円	
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000 円	
退院・退所加算の場合（カンファレンス無）		4,500 円／1 回
		6,000 円／2 回
退院・退所加算の場合（カンファレンス有）		6,000 円／1 回
		7,500 円／2 回
		9,000 円／3 回
緊急時等居宅カンファレンス（月 2 回まで）		2,000 円
ターミナルケアマネジメント加算		4,000 円
通院時情報連携加算		500 円
処遇改善加算	基本サービス費の総単位数の 2.1%	

4. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

（1）事業の目的

居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的としています。

（2）事業所の運営方針

事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう複数の事業所をその特徴と共に紹介し、利用者が選択し利用できるよう公正中立に行います。 別紙 1

また、市町村、包括支援センター、医療機関、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとします。

- (3) 利用者及びその家族は担当介護支援専門員の氏名を、かかりつけ医または入院先医療機関に提供し介護と医療の連携促進に協力していただきます。

5. 当事業所の指定居宅介護支援サービスの提供方法

内 容	提 供 方 法
居宅サービス計画の作成	「居宅サービス計画」ガイドライン方式を使って利用者と共に、利用者に必要な援助を考え、サービス担当者会議などを行い、居宅サービス計画を作成します。 ケアプランに位置づけた事業所、サービス内容について、利用者及びその家族から問い合わせ等あった場合、都度これを説明します。
経過観察、再評価	原則として1ヶ月に1回以上、担当の介護支援専門員が利用者自宅にうかがってサービス内容が適切かなどについて話し合います。
給付管理	介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、また、サービスが計画どおりに提供されたかなどを確認して、給付管理を行います。
要介護（要支援）再認定の協力、援助	利用者が要介護認定や要支援認定の更新や変更等、認定を受けるために申請を代行必要な援助を行います。
ご利用者からの相談の対応	介護保険や介護に関する事等、ご相談をお受け致します。

6. 秘密の保持について

- (1) 当事業所は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を厳守いたします。
- (2) 当事業所は、介護支援専門員その他従業員であった者から、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密が漏れることのないよう、管理を徹底いたします。
- (3) 当事業所は、サービス担当者会議におきましては、利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ、ご利用者またはそのご家族からの同意をいただきます。
- (4) 当事業所は、利用者の同意を得て意見を求めたかかりつけ医、または医療機関の医師に対して作成したケアプランを交付します。
- (5) 当事業所は、利用者の口腔に関する問題や服薬状況等介護支援専門員が把握した利用者の状態等について、かかりつけ医や入院する医療機関、歯科医師、薬剤師に必要な情報を伝達します。

7. 相談・苦情の受付

(1) 次のことについて、ご相談や苦情などがございましたら、当法人の受付窓口まで遠慮なくお申し出ください。

① 当事業所が提供するサービスについて

② 居宅サービス計画に基づいて提供している各サービス等について

担当者・・・社会福祉法人健睦会 居宅介護支援事業所 管理者 田中 秀子

電話番号・・・0795-48-0010

受付時間・・・毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

(2) 苦情があったサービス事業者への対応について

常設の苦情受け付け窓口担当者が当該サービス事業者を訪問、状況を確認します。

苦情の内容と状況により、各関係機関との連携・調整し、速やかに対応すると共に、利用者から事情をお聞きし、問題解決に向け努力します。

(3) その他、当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

◇国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	所在地	神戸市中央区三ノ宮町1丁目9番1-1801号
	電話	078-332-5617
◇加東市 高齢介護 課	所在地	兵庫県加東市社50番地 加東市役所
	電話／FAX	0795-43-0440（直通）／0795-42-1735
◇兵庫県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地	神戸市中央区坂口通2-1-1
	電話／FAX	078-242-6868 / 078-271-1709

8. 介護支援専門員の変更

担当の介護支援専門員については、いつでも他の介護支援専門員に変更できます。

お気軽に事業所へご相談ください。

ただし、当事業所の体制がとれない場合は解約となりますのでご了承ください。

9. 解約

(1) 利用者は、当法人に対して、解約通知を解約する日の7日前までに事業所へ届け出ることにより、この契約を解約することができます。ただし、緊急入院など、やむを得ない場合はこの限りではありません。

(2) 当法人は、事業の廃止、契約の継続が困難と判断される状況などやむを得ない事情がある場合、利用者に対して契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書でお知らせすることにより、契約を解約することができます。この場合、当法人は他の居宅介護支援事業所に関する情報をお伝えするなど、利用者が続けて滞りなく介護保険を利用してサービスを受けることができるよう手配します。

10. 契約の終了

次の場合には、自動的に契約は終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合・入院した場合
介護保険施設へ入所するにあたっては、必要な支援を行います。
- ② 利用者の要介護認定区分が、自立、要支援と認定された場合
自立、要支援と認定された場合も、地域の保健福祉サービスの情報提供などの必要な支援を行いません。
- ③ 利用者が当法人の営業ができない程、遠くに移転された場合
- ④ 利用者がお亡くなりになられた場合

11. 事故発生時の対応について

- (1) 当事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
なお、当事業所は、“あいおい損害保険株式会社”と賠償責任保険契約を結んでいます。

12. ハラスメント対策について

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が動きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者およびその家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為については、事実確認の上、改善を求め、それでも解消されない場合は契約を解除する場合があります。

13. 虐待防止への取り組み

- (1) 当事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対して研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。
- (2) 虐待又は虐待が疑われる事案、が発生した場合は、速やかに、これを市町村、地域包括支援センター、警察等との虐待等における通報先との連携・協力を努めます。

14. 身体拘束等の原則禁止

事業所はサービス提供にあたって、利用者又はほかの利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行いません。

事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行うには、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

15. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生や拡大を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修等の担当者を定め取り組めます。

16. 業務継続計画の策定

感染症や災害発生時においても、業務を継続、又は早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組めます。

17. 暴力団の排除

この規定の趣旨と内容は、市における暴力団の排除条例に基づいて、市と介護保険事業所が協議して、暴力団排除の推進を図るものであり、事業所を開設する法人の役員、管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものであってはならない。

[居宅介護支援サービス] の提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日 (時 ~ 時)

説明場所 ()

【事業者】

所在地： 兵庫県加東市下滝野字高倉 1 2 8 3 番地の 3 7

社会福祉法人健睦会 居宅介護支援事業所

説明者職名： 介護支援専門員

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援の提供開始に同意しました。

【利用者】

住所：

氏名：

連絡先：

【代理人（身元引受人）】

住所：

氏名：

連絡先：

(契約者との続柄：)

【立会人】

住所：

氏名：

連絡先：

(契約者との続柄：)

個人情報の使用等に係る説明書

以下に定める条件のとおり、社会福祉法人健睦会は、利用者ご本人及び身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することをお約束いたします。

1. 利用期間 介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の更新、変更のため。
- (2) 利用者に関わる介護サービス計画（ケアプラン）・栄養ケア計画を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため。
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他、社会福祉団体等との連携、連絡、調整のため。
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合。
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため。
- (6) 行政からの要請などに応える場合。
- (7) その他介護保険法で情報提供が義務とされている場合。
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合。

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外には決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方等について経過を記録し、請求があれば開示する。

4. 肖像権及び施設内におけるボランティア・実習生との交流

- (1) 施設においてはその性格上、他利用者のご家族、見学者、施設管理に関する業者等の施設への出入りがあります。
- (2) 当法人では、広報誌・ホームページなどにて、利用者の皆様の日常のご様子を関係方面にお知らせしております。その場合、利用者のお写真を掲載させていただく場合があります。
・利用者ご本人の映像や写真を、当事業所の
 ホームページ 広報誌
 パンフレット 事業所内掲示物 に使用することを同意します。
- (3) 当法人では、各種資格取得を目指す学生等の実習を行う場として施設を提供しております。この実習生への情報提供及び実習生による介助を提供する場合があります。

社会福祉法人 健睦会

施設長 ひがし まさのぶ
 東 正伸